

第三次環境基本計画における重点的分野

長期的な視野を持った科学技術、環境情報、政策手法等の基盤の整備 報告書

持続可能な社会の実現を図る上では、環境保全上の支障を未然に防止することが不可欠であり、環境問題が複雑化、多様化する今日においては、科学的不確実性の高い段階であっても可能な限り予防的に環境保全に取り組むことがますます重要となっています。

このような取組を支えるためには、各種の技術開発や研究の推進、環境とそれに関連する様々な情報の整備、意思決定の各段階に環境配慮を織り込む手法の開発といった、持続可能な社会づくりを支える基盤の整備を図ることが必要不可欠であり、また、これらの基盤は相互に密接に関連していることから、その一体的な整備に取り組んでいくことが求められます。

また、科学的不確実性のもとで長期的対策を講じるという観点からは、科学技術、環境情報などの基盤を活かしつつ、超長期の展望を提示し、それを踏まえた対策を講じるという新たな手法の整備が求められています。その際、長期的な視野を持ってそれらの基盤の整備を図る必要もあることから、超長期の展望と各種基盤は相互一体的に整備していくことが重要です。

第 1 項 科学技術の推進

第 1 項 - 現状と課題

(1) 科学技術基本計画の下での取組

環境分野の科学技術は、第 2 期科学技術基本計画のもと重点 4 分野の一つに位置付けられ、各省連携のもと推進されてきました。平成 18 年度以降、第 3 期の計画期間では、「環境」等重点分野は継続されるものの、より効果的・効率的な推進のため、各分野内でもさらなる重点領域の絞り込み、政策目標の実現に重要な課題への選択と集中が求められています。

(2) 総合的・統合的な研究・技術開発

これまでの主流だった、個々の環境問題に対応するための研究・技術開発は、環境の状況を改善するため依然重要であるものの、今日の環境問題は、地球温暖化と生物多様性の相互影響などのように、複数の環境問題の間で相互に複雑な関連を持つのみならず、社会・経済全体とも深く関わっており、自然科学と人文・社会科学を合わせた総合的な取組を進めていく必要があります。また、環境問題と密接な関係を持つエネルギー問題については、エネルギー政策の方向性を踏まえつつ、両問題を繋ぐ研究・技術開発を推進することが引き続き重要であり、特に、個々の技術の普及に必要な社会システムの対応等が求められています。

(3) 予防的・予見的な環境対策の重要性の増大

地球温暖化など、科学的不確実性を有する問題に対する予防的・予見的な環境対策の重要性が増大しつつあります。そうした予防的・予見的段階での最適な対策の選択に資するべく、国民的合意形成のための手法も含め、新たな政策手法に関する研究等が、今後ますます必要となります。

(4) 環境と経済の好循環をつくり出す科学技術

ハイブリッド自動車や再生可能エネルギーなど環境配慮型技術の急激な普及や、厳しい排出ガス規制による自動車産業の国際競争力獲得などに見られるように、環境と経済の好循環をつくり出す科学技術が今後ますます求められます。また、アジア等開発途上地域において今後環境技術に対する需要の急激な拡大が予想されることから、我が国の強みを活かした、優れた環境技術による国際貢献の機会がますます増大していくと考えられます。環境と経済の好循環をつくり出す研究・技術開発は民間を中心として行われてきましたが、その取組は限定的であり、一方で税制優遇措置が低排出ガス車の開発を促したように、民間における自主的な研究・技術開発を促す仕組みづくりがさらに重要となります。

(5) 研究・技術開発成果の社会還元

優れた環境技術を直接普及促進する取組や、高度に専門的な研究・技術開発の成果の専門家以外への分かりやすい普及啓発（国民理解の増進）の取組は、一部を除き十分に行われて来ませんでした。しかしながら、こうした取組は投資効果の最大化の上で重要であり、また、限られた資源の中で環境分野の科学技術を今後も重点的に推進していく上では国民理解が不可欠です。

また、我が国の知的財産に関する取組は近年急速に強化されつつある一方、環境分野は他と比べ論文・特許とも少ない状況です。しかしながら、環境技術は今後アジアを中心として国際的にも急激な市場拡大が予想されており、特に今後グローバルスタンダードを取りうる燃料電池技術等についての取組強化が求められます。

さらに、国の研究開発評価については、平成17年3月に総理大臣決定された「国の研究開発評価の大綱的指針」に基づき、波及効果の把握を含む追跡的な評価等を着実に実施していく必要があります。

(6) 国際的取組

環境問題が国際化し、先進国を中心に環境研究の国際化、環境技術の国際流通などがますます進んでいる一方、特に我が国の環境及び経済と密接な関係にあるアジア太平洋地域等の開発途上国ではこうした取組が十分ではないことから、これら地域を中心とした国際的連携の重要性が増しています。また、地球環境問題を始め地域レベルでも地球レベルでも対策を講じるべきものについては、開発途上国も含めた国際的な連携を強化し、各国との共同研究のもと、国際的取組を充実していく必要があります。

(7) 先端科学技術との関わり

科学技術によるパラダイム・シフト創出のため、シーズとなるナノテクノロジー等の先端科学技術を推進し、積極的に取り入れ、環境行政を含む様々な活動の環境効率性を高めていく必要があります。ただしその際、PCB やフロンが悪影響が後ほど判明したように、新たな科学技術には負の側面が含まれうることに十分考慮し、早い段階から適切に対処する必要があります。

第1項 - 中長期的な目標

(1) 直面する環境問題の解決に貢献（短期的目標）

都市大気汚染問題等、現在顕在化している環境問題に対し、新たな解決策を提供し、その解決

に資する科学技術を推進します。

(2) 環境と経済の好循環に貢献(中長期的目標)

科学技術の推進により、環境と経済の好循環に貢献します。

(3) 問題解決型から未然防止型へ、環境対策の転換を促進(中長期的目標)

予防的・予見的対策に資する研究を進めること等により、科学的不確実性のある段階での適切な対応策を促進し、未然防止型の環境対策への転換を促進します。

第1項 - 施策の基本的方向

(1) 基本的方向性

環境分野の研究・技術開発及びその成果の普及は、環境対策の基盤として極めて重要であり、科学技術基本計画に基づき策定される環境分野の推進戦略の方向性に沿って、引き続き重点的に推進します。また、その効率的・効果的な推進のため、政策目標の実現に重要な研究領域や課題への戦略的な絞り込みを行います。特に、環境と経済の好循環を実現し持続可能な社会を形成していく上で必要となるものを推進します。

(2) 各主体の役割

(ア) 国等の公的機関：産学官連携を図りつつ、環境政策に必要な課題や、民間や大学のみでは進まない課題に注力するとともに、民間における自主的取組を促進します。ただし、環境分野においては、民間のみでの研究開発が進まない原因として、研究開発そのもののリスクに加え、環境対策が必ずしも経済的価値に直結しないリスクがあることにも十分配慮します。

特に、地方公共団体には、地域のニーズや特性を踏まえ、地域に密着した研究・技術開発や専門的知見に関する地域住民の理解増進等の取組を行う役割を期待します。

(イ) 事業者・大学：事業者には、環境と経済の好循環をつくり出す科学技術を積極的に推進する役割を、大学には新たな知の源泉となる役割をそれぞれ期待します。

(ウ) 国民・民間団体：国等の取組の効率性やその成果を評価する役割を期待します。

第1項 - 重点的取組事項

(1) 環境分野の研究・技術開発の戦略的重点化

環境分野の研究・技術開発は、科学技術基本計画に基づく環境分野の推進戦略に沿って、環境分野内での戦略的重点化を図りつつ、個々の環境問題に対応する基盤的な研究・技術開発も含め、一体的・効率的に推進します。その実施に当たっては、上記中長期的な目標の達成に向けて、以下の点を重視します。

(ア) 総合的・統合的研究・技術開発の推進

i) 分野間の相互影響に関する研究、ii) 政策研究も含む人文・社会科学、iii) エネルギー等環境と関連性の強い分野との統合的研究・技術開発等を推進します。また、それらの成果を環境政策に積極的に反映します。

(イ) 予防的・予見的な対策に資する研究・技術開発の推進

i) 科学的不確実性の低減のための研究・技術開発を推進するとともに、ii) 科学的不確実性の高い段階での対策手法選択肢の同定、及び国民合意形成も含めた最適な対策手法の選択に資する研究、並びにiii) 科学的不確実性の残る段階での予防的対策に資する科学技術等を推進します。さらに、こうした研究・技術開発の成果を環境政策に積極的に反映していきます。

(ウ) 環境と経済の好循環に資する科学技術の重視

我が国の国際競争力の源泉となる、環境と経済の好循環に資する研究・技術開発を促進するため、望ましい方向性とロードマップを示しつつ、環境配慮型技術等が市場で正当に評価されるための仕組み（技術の客観的評価等）等を推進します。

(2) 戦略的重点化に当たり強化すべき方策

(ア) 国際的な取組の推進

国際連携による科学的知見の充実及び開発途上国の能力開発への貢献、及びアジア地域における環境保全のための社会システムの研究や環境配慮型技術による貢献等を、国際機関とも協力・連携しつつ推進します。特に気候変動分野においては、開発途上国での観測・監視能力の開発や緩和対策、適応戦略への貢献に取り組みます。

(イ) 研究開発成果の一層の社会還元

i) 環境分野の科学技術に関する普及啓発等、国民理解の増進及び各主体への研究・技術開発の成果の普及、ii) 日本発の重要技術の標準化も視野に入れた知的財産に関する取組の強化、及び、iii) 研究開発評価の一層の促進と評価結果の施策への反映の徹底等を推進します。

(ウ) 先端科学技術の積極的活用

ナノテクノロジー等先端科学技術について、その環境への影響を含む ELSI（倫理的・法的・社会的影響）研究等を適切に行いつつ、環境分野におけるこれらの積極的活用を推進します。

(エ) 人材・組織の整備等の推進

i) 環境分野と他分野との人材交流の促進（分野融合人材の育成）、ii) 環境研究・技術開発のための資金のマネジメントシステムの向上、iii) 学際的な環境関連の学会の活用の強化等による「環境研究コミュニティ」の形成等を推進します。

第1項 - 取組推進に向けた指標（及び具体的な目標）

以下に示すものを中心として、その他補足的な指標を引き続き検討します。なお、これら指標については、可能な限り、国際比較にも活用します。

環境分野における政府研究開発投資総額（円／年）

政府研究開発投資総額に占める環境分野の投資割合（％）
我が国における環境分野の特許出願件数
環境関連技術（環境産業）の市場規模（円／年）

第2項 環境情報の基盤の整備

第2項 - 現状と課題

環境情報の基盤の整備については、これまでも環境白書や環境統計集をはじめとする環境行政資料や各種ガイドライン等による情報提供を行ってきたほか、インターネットを活用し様々な環境情報を公表してきました。

しかし、環境・経済・社会の各側面を統合的に向上させるための環境政策の企画立案に当たっては、経済・社会データなども含め必要な環境情報のさらなる収集を図り、適切に利用していくことが重要です。また、施策への反映を想定した情報整備のあり方や、情報の適切かつ有効な利用方法、環境と経済の関わりについての適切で分かりやすい情報提供のあり方等について、さらなる研究開発を行う必要があります。

一方、環境情報の提供に当たっては、ITを活用した積極的かつタイムリーな提供や関連情報のリンクなど、国民の環境保全の取組や行政参加を促すさらなる工夫が必要です。

さらに、環境問題の国際化に伴う世界への情報発信とともに、地域に根ざしたきめ細やかな情報提供をさらに推進する必要があります。

第2項 - 中長期的な目標

あらゆる行政場面において、持続可能な社会を構築するための環境政策の立案・評価を適切に行う情報立脚型の環境行政を確立するため、経済・社会までも含んだ幅広い環境情報の中から特に必要となる情報を、行政施策において幅広く利用できるようにします。

また、環境問題の現状、課題、取組等に係る情報を誰でも容易に入手できることによる国民の持続可能なライフスタイルや環境問題への取組、環境政策への参加をより一層促進する、「環境情報コビキタス社会」を構築します。

第2項 - 施策の基本的方向

(1) 基本的方向

(ア) 利用者本位の環境情報の整備

以上の中長期的な目標を達成するためには、行政、研究者、民間団体、市民等様々な利用者のニーズに合った、利用者本位の環境情報を整備していく必要があります。このため、必要とされる環境情報を明らかにした上で、あらかじめ利用を想定とした整備をさらに推進することにより、環境情報のクオリティの向上を図ります。

(イ) 環境情報の流通の促進

また、情報の整備（収集、整理及び保存）、行政における利用、国民への提供、さらにこれらの実施結果や国民からの意見を新たな行政施策へのフィードバックへ繋げるまでの連続した流れを確保することが重要です。このため、どの局面でも情報の流れが停滞しないよう、関係機関の相互連携による体系的な情報の整理など環境情報の流通を促進するための取組を一体的に進めます。

(ウ) 国内外での連携協力体制の構築

さらに、環境情報は国だけでなく、地方公共団体、民間団体等の国内又は国際機関や諸外国の政府機関をはじめとする海外における様々な主体が整備しており、ローカルからグローバルまでの幅広い環境情報の整備を各主体が効率的に行うことが重要となります。このため、環境情報の流通を促進するに当たっては、それぞれの特性を活かした適切な役割分担を行いつつ、相互に連携協力する体制を構築します。

(2) 各主体の役割

(ア) 国：持続可能な社会を構築するため必要な環境情報の収集、整理、保存、利用及び提供について、利用者のニーズを踏まえ、的確に実施します。また、地方公共団体や諸外国の政府機関等との適切な役割分担のもと連携協力して、効率的な整備を実施します。

(イ) 地方公共団体：国が行う環境情報の整備との緊密な連携を図りつつ、地域に密着した環境情報の整備や提供を行うことが期待されます。

(ウ) 研究機関・研究者：第1項で求められる研究・技術開発について、環境情報の利用を図りながら適切に行うとともに、その成果を積極的に提供することが期待されます。

(エ) 国民・事業者・民間団体：自らの有する環境情報を積極的に発信するとともに、環境情報を活用した持続可能なライフスタイルの実践や環境保全の取組、環境政策への参加等を積極的に行うことが期待されます。

特に、民間団体には、専門的な環境情報を国民に分かりやすく伝えることなど、各主体の情報の橋渡しをする役割が期待されます。

以上を踏まえ、国は、情報立脚型の環境行政の確立及び環境情報ユビキタス社会の構築のため、特に早急に取り組む必要性が高い施策に重点を置きつつ、総合的かつ計画的に施策の推進を図ります。

第2項 - 重点的取組事項

(1) 計画的な基盤整備の推進

環境情報の長期的かつ総合的な基盤整備の基本的方針となる「環境情報戦略」を策定します。

この戦略では、持続可能な社会の構築のために必要な環境情報の範囲や優先して収集すべき情報、環境情報の収集、整理、保存、行政における利用及び国民への提供のあり方、地方公共団体とその研究機関、また民間団体等との役割分担や相互連携のあり方、及び諸外国、特に、我が国と地理的、経済的に密接な関連を有し、また、環境への負荷の増大が見込まれるアジア太平洋地域との連携協力のあり方について定めます。

また、環境情報の一体的かつ体系的な整備を進めていくために、環境情報の整備・提供に関する国民からの意見を集約し、情報の整備の調整又は総括を行う機能の充実を図ります。

さらに、環境情報の整備を行う上での制度的課題を抽出し、必要な検討を開始します。

(2) 利用者本位の環境情報の整備

必要な環境情報については、環境計測データをGISにより他の情報と重ね合わせるなど、あらかじめ行政における利用や国民に対する提供又は国際的な比較可能性の向上を念頭に置いた収集・整理を行います。その際、環境と経済の相関性を適切に分析・把握するため、環境情報の収集・整理に当たっては、産業分類など経済統計・データとの整合性を確保します。

特に、事業者が行う環境投資の実態把握については、率先的にデータの収集を行います。

また、適切な利用を推進するため、収集目的や背景について説明する解説情報を添付し、その中で必要な情報については網羅的に情報源情報を整備します。

さらに、環境情報の信頼性を確保するため、情報セキュリティの向上にも努めます。

(3) 環境情報の流通の促進

(ア) 体系的な整理と長期的な保存体制の確保

環境情報に関するデータベースなどの体系的な整理を行うとともに、ポータルサイトを構築することなどにより窓口機能を充実させます。

また、持続的な利用を可能とするため、20年以上にわたる長期保存を見据えた電子化された情報の長期保存を行うアーカイブシステムの検討を行い、その実用化を図ります。

(イ) 多様かつ高度な行政利用の推進

行政施策における幅広い利用のため、環境GISを用いた地域環境の評価手法の研究を行い、その導入を推進します。

また、環境面の情報と環境への負荷に関連がある社会、経済、制度等に関する統計データなどの幅広い情報を統合的に整理・分析し、その成果を政策に活用します。

(ウ) 分かりやすく使いやすい多様な提供と十分なアクセスの確保

わかりやすさ、即時性、きめ細かな地域性などを向上させるため、多様なメディアとの連携を十分に行いつつ、動画の発信、デジタル放送の活用、次世代携帯電話の活用をはじめとする新たなツールを活用した環境情報の提供を行います。

また、インターネットを活用した情報の提供に当たっては、高齢者・障害者に配慮したホームページの作成、運用等を行います。

さらに、世界に向け、英語化された環境情報の積極的な配信を行います。

(エ) 環境情報に関するフィードバック制度の構築

国民が求める環境情報を積極的に公開することが可能となるよう、国民からの環境情報に対する適切なフィードバックを確保するためのマネジメントシステムを構築します。

(4) 国際的な情報連携基盤の整備

アジア太平洋地域をはじめとする諸外国との連携強化を図るため、資源循環の確保、黄砂・酸

性雨等の越境汚染又は気候変動による影響やその対策、渡り鳥等の野生生物、鳥インフルエンザ等の感染症に関する情報をはじめとした環境情報の収集、整理、保存及び相互発信を行うための国際的なネットワーク構築を行います。

第2項 - 取組推進に向けた指標（及び具体的な目標）

（1）目標となる指標

環境情報の整備に当たっては、環境情報の質、最新情報の更新状況、情報の信頼度、情報に対する利用者の意見・感想の聴取とその反映状況、ユーザビリティ、イベントへの参加情報等、環境情報に関する国民の満足度について、環境基本計画の見直しのために実施するアンケート調査によりその実態を把握し、当該満足度が90%を超えることを目標とします。

（2）参考となる指標

その他、目標となる指標に加え、環境情報の整備についての取組状況を測る指標としては、以下の指標が考えられます。

環境情報を提供する政府関係のホームページ等における情報の英語化率

環境情報を提供する政府関係のホームページ等へのアクセス数

環境情報を提供する調査報告書の公表までの期間

第3項 行政施策における環境配慮のための手法の確立・推進

第3項 - 現状と課題

社会経済システムを環境に配慮したものへと転換する政策手法については、第7節において述べたように、民間主体に関しては、経済的手法、情報的手法等の活用が考えられます。

行政主体の活動は、社会経済活動に広汎かつ多岐にわたる影響を与えるものであることから、環境へ影響を及ぼすと認められる施策の策定や実施に環境配慮を組み込むため、施策の環境への影響を検証しながら影響の低減のための検討を行うことが必要です。これに関しては、これまで以下のような様々な取組が図られています。

（1）戦略的環境アセスメント

戦略的環境アセスメントについては、廃棄物分野における戦略的環境アセスメントの適用の考え方が整理され、試行的なガイドラインが提示されたほか、海外事例等に係る報告書も公表されるなど、着実に検討が進展しています。

諸外国においては、特に欧州において、国際連合欧州経済委員会の議定書や欧州連合の指令に基づき、計画等の策定プロセスから独立した手続とする戦略的環境アセスメントに関する制度化が進展しています。開発途上国援助の分野においても、独立行政法人国際協力機構の環境社会配慮ガイドラインにおいて戦略的環境アセスメントの考え方が導入されるなど、その実施が推進されています。

また、2002年、OECDによる日本の環境保全成果レビューに関する報告書において、わが国は戦略的環境アセスメントの体系的な実行について必要な措置を講ずるよう勧告されたところです。

埼玉県、京都市等においても、要綱等の策定による戦略的環境アセスメントに関する制度化や、複数の事例への適用等、その実施例が積み重ねられつつあります。また、戦略的環境アセスメント等の事業に先立つ上位計画等における環境配慮の導入に関し、多数の地方公共団体に検討が行われています。

道路、河川、空港、港湾等の公共事業についても、その計画プロセスにおける情報公開や市民参加のガイドライン等の提示等、関連する取組が進展しています。

戦略的環境アセスメントについては、国際的に制度化に向けた気運が盛り上がり、国内でも地方公共団体における実施例が増えつつあるなど、国内外における状況が進展しています。今後は、導入に向けた一層の取組を進めることが必要です。

(2) 環境影響評価

環境影響評価については、関連する科学的知見の蓄積や実施状況を踏まえ、環境影響評価の項目の選定等に関する基本的事項の改正や、これを踏まえた、事業の種類ごとに具体的な指針を定める主務省令の改正が行われました。また、環境影響評価の技術手法について、最新の科学的知見に基づく整理・検討が実施されるとともに、適切な事後調査の実施方法についての情報提供等が実施されています。

今後は、引き続き、技術手法のレビューや、方法書手続の機能を十分に発揮するための検討、関係者間のコミュニケーションを進めるための手法開発等を進め、環境影響評価の一層の充実を図ることが必要です。

(3) 環境管理システム

環境管理システムとは、環境に関する方針を自ら設定し、その達成に向けて取り組むための体制及び手続をいい、企業等ではISO14001等に基づきその導入が進んでいます。国においても、行政主体としての活動に環境配慮を積極的に織り込むため、すべての府省において環境配慮の方針が策定されるなど、その取組が着実に進んでいます。これらにより、特定の事業だけではなく、活動全体について環境の保全に配慮するという仕組みを定着させていくことが必要です。

また、多数の地方公共団体においても、自らの活動について環境管理システムを導入し、その活動に環境への配慮を織り込む動きが見られます。

今後は、環境配慮の方針に基づく国の取組の実績を踏まえ、その内容をより充実させていくとともに、新たに取組もうとする地方公共団体を支援していくことが必要です。

第3項 - 中長期的な目標

国をはじめとする行政主体の様々な活動において、環境への配慮を確実に組み込むことが必要となっています。

このため、あらかじめ行政主体により、科学的な予測・評価が確実に行われ、様々な施策の推進による環境影響や環境負荷をより一層低減させるための検討が透明性・客観性を確保しつつ確実に実施される、いわば「行政における意思決定のグリーン化」に資する諸活動を推進します。

第3項 - 施策の基本的方向

(1) 基本的方向性

個別の事業の計画、実施に枠組みを与えることになる計画（上位計画）や政策の策定や実施に環境配慮を組み込むための戦略的環境アセスメントの考え方をさらに具体化するとともに、その仕組みの確立に向けての検討を推進します。現行の環境影響評価については、事業の特性に応じて、より分かりやすいものとして実施されるよう、また、事業が環境の保全についてより適正に配慮したものとなるよう、取組を進めます。国際的には、戦略的環境アセスメントに係る制度面での先進各国との整合性を図るとともに、開発途上国に対する、戦略的環境アセスメントや環境影響評価に係る制度面や実施面での協力・支援を推進します。また、国や地方公共団体が、行政主体としての活動に環境配慮を組み込むため、環境管理システムの導入やより効果的な実施を図ります。

(2) 各主体の役割

- (ア) 国：各主体の取組を推進するため、また、自らの活動に環境への配慮を組み込むため、(1) に掲げた基本的方向性に沿って各種取組を実施します。
- (イ) 地方公共団体：戦略的環境アセスメントに関する取組を推進するとともに、環境影響評価に関し、適切な意見の提出、地域の環境状況に関する情報の収集・整備・提供を行うこと等が期待されます。また、環境管理システムに関しては、その導入やより効果的な実施が期待されます。
- (ウ) 国民：行政の施策の策定及び実施に環境配慮をより確実に反映させるため、適切に環境の保全の見地からの意見を述べること等が期待されます。

第3項 - 重点的取組事項

(1) 戦略的環境アセスメント

上位計画や政策の決定における環境配慮のための仕組みである戦略的環境アセスメントについては、近年、欧州各国や開発途上国においてその推進が図られており、我が国でも、環境影響評価法において港湾計画に係る環境影響評価が定められています。欧州連合等の加盟国や一部の地方公共団体においては、上位計画が及ぼすおそれのある環境影響への配慮に関する、評価書等の作成や環境部局と関係機関との協議等が制度化されていること等から、それらの進展状況や実施例を参考にし、国や地方公共団体における取組の有効性、実効性の十分な検証を行いつつ、我が国における計画の特性や計画決定プロセス等の実態に即した戦略的環境アセスメントに関する共通的なガイドラインの作成を図ります。

これらの取組を踏まえ、欧州等諸外国における戦略的環境アセスメントに関する法令上の措置等も参考にしながら、上位計画の決定に当たっての戦略的環境アセスメントの制度化に向けての取組を進めます。さらに、政策の決定に当たっての戦略的環境アセスメントに関する検討を進めます。

また、諸外国や地方公共団体の取組状況や実施例に関する情報の収集・提供、地方公共団体の取組に対する技術的支援等を推進します。

(2) 環境影響評価

環境影響評価法に基づく方法書手続や環境保全対策についての複数案の比較検討等を通じて、開発行為への環境配慮の統合をより一層進めるとともに、改正後の基本的事項や主務省令に基づき、事業の特性に応じた、より分かりやすい環境影響評価の実施に努めます。併せて、住民等の理解の促進のため、方法書等の閲覧や意見提出におけるITの活用や、より分かりやすい方法書等の作成の推進に努めます。また、調査・予測等に係る技術手法の開発を引き続き推進するとともに、調査等の手法、環境保全措置等様々な情報の整備・提供・普及、専門家の技術の向上を促すための措置を講じます。特に、アジア地域における環境影響評価の実施能力向上（キャパシティ・ディベロップメント）や整合性確保のため、技術協力や情報交換を推進します。

環境影響評価法については、施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて、法の見直しを含め必要な措置を講じます。

（３）環境管理システム

国においては、各府省における環境配慮の方針に基づき、それぞれの活動における環境配慮の実施を推進します。また、その実施状況を点検し、その結果をそれぞれの活動に反映していくための仕組みの強化等、環境管理システムの導入に関する取組を充実していきます。

地方公共団体においても、環境管理システムの導入が更に推進されるよう、国や地方公共団体における取組に関する情報の提供等、必要な支援を行います。

第４項 超長期の展望の提示

第４項 - 現状と課題

21世紀において、我が国を含め、世界は歴史の大きな転換点に立っています。我が国においては、先進国の中でも特に急激な少子高齢化とそれに伴う人口減少が少なくとも今後50年を超える期間にわたって、起こるものと予測されています。同時に、世界人口は、国連の中位推計によれば2050年に90億人に達した後、ほぼその状態で安定すると推計されています。地球環境は既に深刻な問題を抱えていますが、今後、人類は現在より1.4倍となる人口を安定的に支えていく持続可能な世界を実現することが求められることとなります。その中でもアジアは、中国やインドの台頭をはじめとして今後世界の経済成長の中心となり、それに伴い同地域において地球環境への負荷の増大と地域環境の悪化がかなりの期間にわたって続くことが予測されています。

現在の趨勢のまま進んだのでは、地球温暖化の進行、生物多様性の減少、水資源や化石燃料のひっ迫をはじめとした地球規模の環境・資源制約が厳しさを増すとともに、国内における人口減少に伴う社会資本や二次的自然の荒廃など多くの問題に突き当たることが指摘されています。資源、食料等を海外に大きく依存している我が国は、その環境負荷の大きさにもかんがみ、地球規模での持続可能性を確保していくため、積極的な貢献を図っていくことが重要です。特に、東アジア地域の動向は、環境汚染や物質循環を通じて、深く日本と関係します。このため、世界、アジア及び我が国における2050年といった超長期の展望を見通した上で、今から何をなすべきか、検討することが必要です。

第４項 - 中長期的な目標

2050年といった超長期の将来を見据え、環境保全に関する取組の方向付け、またライフスタイルや社会システムの見直しがなされる社会を目指します。

このため、2050年といった超長期の将来展望、それを踏まえた現在から超長期にわたる対応策や見直しのあり方を明らかにすることを目指します。

第4項 - 施策の基本的方向

2050年頃の世界、アジア及び我が国の環境を見通した超長期の展望について、以下の点に留意して専門的な見地から調査、研究を行います。その際、政府の各種見通し・計画を踏まえて検討を行います。

また、社会で幅広く議論が行われるよう、研究成果である将来展望について、国内と世界に向けて広く公表します。さらに、将来展望の継続した見直しを行い、その結果を社会に継続して伝えていきます。

(1) 複数シナリオ

50年といった長い期間については、多くの不確実性があり確実な予測は困難です。このため、長期の展望に当たっては、起こりうる複数のシナリオを描いて、多様な場面に備えることが有効です。

(2) 望ましい将来像とバックカスティングという考え方

社会は、状況に流されるだけでなく、社会の構成員がどのような社会を目指すかによっても、その将来は変わりうるものです。また、現在の趨勢を将来に延長しても、持続可能な社会を実現することは困難です。

このため、まず望ましい将来像を描いて、それを将来のある時期までに実現するため段階的な経路を検討するバックカスティングと呼ばれる考え方（現在までの趨勢から予測 - フォアキャスト - と対照的な考え方）に基づいた手法を開発し、活用します。この際、人々の価値観は多様であり、望ましい社会像も複数あり得ることに留意する必要があります。

(3) 超長期の展望を踏まえた対応策・政策手法の検討

望ましい社会像の実現可能性を検証するため、超長期の展望を踏まえた対応策・政策手法のあり方を検討します。その際、技術の大きな転換とその成果の普及、環境費用を価格に反映することなどの制度的対応、ライフスタイルなど需要面の変化、人々の社会参加・政策過程の変化などの要素が重要であることに留意します。

(4) 国際的発信

超長期の展望に関する我が国の取組を世界に示し、相互依存を深める世界と日本の位置するアジアにおいて、この分野でリーダーシップを発揮します。

第4項 - 重点的取組事項

展望に関する主要な論点として、 温室効果ガスの大幅削減に対応した世界と日本の脱温暖化

社会とは何か、顕在化する温暖化の影響にどのように対応するか、深刻化が予測されるアジア地域の環境問題について、東アジア共同体形成を視野に入れながら、廃棄物・資源循環も含めて、どのように環境協力を行い、域内の持続可能な開発を進めていくか、貧困・環境破壊が深刻な中で大きな人口増加が予想されるアフリカなどにおける地域的危機にどのように関わっていくか、本格化する環境・資源・エネルギー制約に対応して、どのように、技術革新を駆動し、制度を整備して循環型社会を形成していくのか、自然環境の保全・再生を通じた、国内からアジア太平洋地域をはじめとする様々な空間レベルにおける生態系ネットワークの形成により、生物多様性をいかに確保するか、国内の少子高齢化と人口減少に対応した、環境関連社会資本と生物多様性の観点を含む二次的自然の維持形成のあり方、自然資源の国際的需給が将来逼迫するであろうことに備えて、どのように国内において環境保全型の第一次産業を活性化させていくか、環境汚染蓄積などの将来への「負の遺産」問題への対応、環境リスクの早期発見・早期対応のための仕組み、高齢者の社会参加を含むライフスタイル及び地域社会づくりのあり方、先進的な技術・研究・経験を踏まえた環境立国としての世界への貢献などについて検討を深め、超長期の展望を提示します。